

行政の 焦点



平成31年4月1日に改正労働基準法が施行されます。内容は、①時間外労働の上限規制の導入、②年次有給休暇の確実な取得、③フレックスタイム制の拡充などです。

今回はフレックスタイム制の拡充について説明します。法改正によりフレックスタイム制の清算期間の上限が1か月から3か月に延長され、同時に割増賃金の支払方法が整備されました。

改正のポイントは、①清算期間を1か月超とすときは労使協定の労基署への届出が必要、②清

間（最後に1か月未満の期間を生じたときは、当該期間。以下同様）を平均し1週間当たりの労働時間が50時間を超えるときは、清算期間の途中であつても、割増賃金の支払いが必要、③1か月ごとに区分した期間の時間外労働時間が法定労働時間の総枠（40時間×清算期間の暦日数÷7日）を超えて労働した時間が60

「フレックスタイル制」の拡充について

①清算期間中のその他の期間において時間外労働とした時間を控除した時間が時間外労働として算定され、この時間が60時間を超えるときは5割以上の割増賃金の支払いが必要、⑤清算期間を1か月超とする場合に労働した時間が清算期間に満たない労働者に対する清算規定を新設した点です。

また、20・8時間の時間外労働時間のうち、時間外労働時間が60時間を超える3・6時間（実働時間235時間+231・4時間（法定労働時間の総枠である171・4時間（暦日数30日÷7日×40時間）+時間外労働時間60時間）については5割以上の割増賃金の支払いが必要です。

おいて時間外労働とした時間20・8時間)について
ては割増賃金の支払いが必要で、このうち24・3
時間(84・3時間+60時間)については5割以上
の割増賃金の支払いが必要です。

算期間が1ヶ月超のとき
1か月ごとに区分した期

時間を超えるときは、5割以上の割増賃金の支払
いが必要（中小事業主は
2023年から適用）、
④清算期間を1か月ごと
に区分した各期間の最終
期間においては、その最
終期間を平均して1週間
当たり50時間を超えて労
働した時間に加えて、清
算期間における総実労働
時間から、⑦清算期間の
法定労働時間の総枠と、

て、具体例を挙げて説明します。実働時間が4月は235時間、5月が190時間、6月が200時間だとします。

4月の1週間当たり50時間となる労働時間は、
214・2時間（暦日数30日÷7日×50時間）で
す。4月は20・8時間（実働時間235時間）につい
て時間外労働として割増

5月は割増賃金の支払
いは必要ありません（1
週間当たり50時間となる
労働時間に満たないた
め）。

「愛知県働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取組む事業主の皆さんを支援します。

**就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。**

電話、メール、来所により相談を受付

【 愛知県働き方改革推進支援センター 】

愛知県社会保険労務士会受託

○本部所在地：名古屋市熱田区三本松町 3-1
電話：0120-868684

電話：0120-868604

メール : hatarakikata@aichi-sr.com

所・豊橋市若田町宝石櫻

所在地：壹橋市花田町字石塚42-1 壱橋商工
電話：0292-322-5363

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
 - ▶ 出張相談会・セミナーの開催も予定していますのでご活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

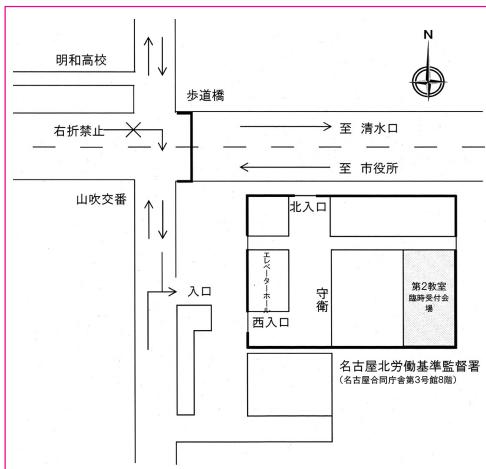
例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
 - 非正規労働者の方の待遇をよくしたい
 - 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
 - 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
 - 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からぬ

ご相談ください。



時間…9時(12時、13時(16時)。当会場において受理できる届出書類は、①36協定届、②1年単位の変形労働時間制に関する協定届、③就業規則の新規・変更届出です。



名古屋北労働基準監督署では、毎年、年度末になると36協定等の提出により窓口が大変混雑し、来署者の皆様にご迷惑をおかけしているところです。

そこで、混雑を緩和するためには、タイトルの期間中、当署が入居している名古屋合同庁舎第3号館の1階第2教室において、臨時受付会場を開設することとしました（開設

類及び安全衛生の各種届出書類及び臨時受付会場の開設時間外（8時30分～9時、12時～13時、16時～17時15分）については、通常どおり8階の当署窓口でご提出いただきます。すようお願ひいたします。
ご不明な点がございましたら、名古屋北労働基準監督署第1方面（☎052-1961-8653）までご連絡下さい。

36協定等の臨時受付会場を開設します

名古屋北労働基準監督署

平成31年3月25日（月）から3月29日（金）まで

例えば4月から6月の実働時間がそれぞれ210時間だとすると、総実労働時間が630時間となり、4月と5月は1週

間外労働はゼロとなりますが、6月の時間外労働時間が 110・1 時間（総実労働時間 630 時間）法定労働時間の総枠 519・9 時間）として計上されるからです。そ

の結果、改正労基法の時間外労働時間の上限である100時間未満を満たすことができず、法違反となってしまいます。